

## 北海道小規模企業の振興に関する条例（仮称）の検討について

### 1 検討の経過・今後の予定

H27.8.6	平成27年度第1回北海道商工業振興審議会開催 「北海道小規模企業振興条例（仮称）検討部会」を設置
H27.8.12	第1回北海道小規模企業振興条例（仮称）検討部会開催 （条例の構成イメージ・内容などについて検討）
H27.9.4	第2回北海道小規模企業振興条例（仮称）検討部会開催 （条例のたたき台、振興方策のイメージについて検討）
H27.10.13	第3回北海道小規模企業振興条例（仮称）検討部会開催 （条例素案について検討）
H27.11.25	「北海道小規模企業の振興に関する条例（仮称）」素案 道議会報告
H27.11.27	パブリックコメント開始（～H27.12.28）
H27.12.15	平成27年度第2回北海道商工業振興審議会開催
H28.2	条例案議会提案（予定）
H28.4.1	条例施行（予定）

### 2 部会における主な意見

- 「制定に当たって」関係
  - ・ 他県の先行条例にならい、基本理念を謳い、前文を記載すべき。（第1回）
  - ・ 本道の中小企業の9割が小規模企業であることから、小規模企業の振興の取組が中小企業にとってそれを支援することと同等のことである。それが明確になるように、中小企業と小規模企業の関係性を記載すべき。（第3回）
  - ・ 中小企業憲章にあるように、地域社会の安定という言葉に記載すべき。（第3回）
- 「目的」関係
  - ・ 小規模企業は地域における経済雇用を支える重要な担い手であり、事業所の大半を占める小規模企業に焦点を当てた振興は極めて重要である。条例を制定し小規模企業を施策の中心に据え地域の活性化を図るといふのはありがたい。（第1回）
- 「基本理念」関係
  - ・ 国の小規模企業振興基本法でも基本原則の規定があり、条例に基本理念や基本原則を盛り込み、その上で施策の展開を図るといふ条例の構成とすべき。（第1回）
  - ・ 小規模事業者の経営実態や地域の実情への配慮を記載すべき。（第3回）
- 「道の責務」関係
  - ・ 支援策を着実に広げていくためには、道民の方々の理解や支援がベースになる。条例の構成の中に道民の理解について記載すべき。（第2回）
- 「小規模企業者の努力」関係
  - ・ 小規模企業者の主体的な努力について記載すべき。（第3回）
- 「金融機関の役割」関係
  - ・ 地域そのものの発展への貢献が金融機関に課せられてきており、金融機関の役割として記載すべき。（第3回）
- 「小規模企業者以外の事業者の役割」関係
  - ・ 大企業や中堅企業の役割を記載すべき。（第3回）
- このほか、「小規模企業振興方策」に関し、各委員から経営体質の強化、事業承継の円滑化、創業等の促進等に係る具体的な施策について多くのご意見があったところ。